



令和2年6月12日 14時00分
資料配布 近畿地方整備局

**建設生産物の品質確保、環境整備を図るための活動を行っています。
～令和元年度活動結果、令和2年度活動方針決定～**

近畿地方整備局では、建設生産物の品質確保、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、平成19年度より「近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」）」を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。

今般、令和元年度における推進本部の活動結果及び令和2年度における活動方針をとりまとめました。

1. 令和元年度推進本部活動結果

詳細については、別紙1を参照ください。

2. 令和2年度推進本部活動方針

法令遵守の徹底に向けて建設業法令遵守ガイドラインの周知をはじめとする、各種取組を継続していきます。詳細については、別紙2を参照ください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 近畿地方整備局

建政部	建設業適正契約推進官	ひろおか ひでかず 廣岡 秀一	(内線6119)
	建設産業第一課 課長補佐	とうじょう ともゆき 東條 智行	(内線6144)

TEL:06-6942-1141(代表) 06-6942-1059(直通)

令和元年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動結果

近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部では、昨年度の6月に策定しました活動方針に基づき元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関するさまざまな取組を行ってまいりました。

この度、令和元年度の活動結果を取りまとめました。概要は以下のとおりです。

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

推進本部に寄せられた情報の中で、法令違反疑義情報として主なものは、工事請負契約書の不作成、現場配置技術者の不設置、標識の不掲示等がありました。

また、建設業法違反に該当しない法令違反疑義情報につきましては各法令所管窓口、建設工事の請負契約をめぐるトラブルについては建設業取引適正化センターを紹介するなど、建設工事に関わるトラブルのワンストップ窓口として活動しています。

	令和元年度	平成30年度
駆け込みホットライン等	331件	273件
上記のうち、違反疑義情報	59件	74件

2. 建設業者に対する立入検査等の実施

推進本部では法令に抵触する態様等を速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施しました。立入検査の結果主に確認された不適切な事例として、見積依頼時に法定福利費の内訳明示を求めている、契約書に記載が必要な事項が漏れている等が見受けられました。これらの不適切な事例については、立入検査時に是正指導を行いました。

	令和元年度	平成30年度
立入検査等	73件	88件

内訳：大臣許可業者 67件

知事許可業者 6件

3. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

推進本部では、年間を通じて以下のとおり講習会を開催しました。講習内容としては、法令違反につながる行為の事例を踏まえた講習を中心に、昨年度改正された新・担い手3法の改正、建設キャリアアップシステム、働き方改革の推進など、取引の適正化や業界の魅力化につながるさまざまな情報発信を行いました。

	令和元年度	平成30年度
講習会等の開催	30回	34回
受講者数	2,399名	3,711名

※ 府県等との共同開催を含めた回数です。

4. 監督処分・勧告の実施

建設業者の不正行為等について厳正に対処しています。

令和元年度の監督処分・勧告結果については以下のとおりです。

	令和元年度	平成30年度
許可取消し	1件	0件
営業停止	3件	2件
指示	3件	3件
勧告	1件	3件

許可取消し：欠格要件該当 1件

営業停止：独禁法違反、競争参加資格確認書類の虚偽記載、法人税法等違反 各1件

指示：労働安全衛生法違反 3件

勧告：無許可業者との政令で定める金額以上の請負契約の締結

令和2年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集等の窓口です。その積極的な活用を促す観点から、建設企業が集まる各種講習会や研修会の場を活用し周知します。また、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際にはリーフレットを同封することにより周知します。

2. 関係法令等の周知等

建設業法令遵守推進本部の創設以降、10年以上にわたって主に元請建設企業となる国土交通大臣許可事業者を対象として、建設業法等の周知及びその遵守を促してきたところですが、建設業の法令遵守に関する取り組みは、元請下請問わず、幅広く浸透していくことが重要であることから、今後は、下請の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても積極的に周知をします。近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部においては、国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令の周知等について、管内府県建設業担当部局と連携した立入検査等の場を活用することをはじめ積極的に取り組みます。

特に、本年10月に施行される改正建設業法では、下記の事項が改正・追加されており、これらの内容について、今後、改訂予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、講習会・研修会や立入検査等のあらゆる機会を通じて周知・徹底を図ります。なお、講習会・研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図ります。

- ①改正法第19条第1項（建設工事を施工しない日時の契約書面への明記）
- ②同 第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③同 第20条第1項（建設工事の見積り時には工程の細目を明らかに）
- ④同 第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤同 第24条の3第2項（下請代金のうち労務費相当分は現金払いとする配慮）
- ⑥同 第24条の5（法違反の通報者への不利益取扱いの禁止）
- ⑦その他改正事項

3. 立入検査の実施等

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施します。また、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況に応じて書面による調査を実施します。

立入検査等は、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業や、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、「駆け込みホットライン」等に多くの通報が寄せられる建設

企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適切回答の多い建設企業、不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に実施します。

また、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成のため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、

- ・建設キャリアアップシステムへの登録の有無
- ・建設業退職金共済制度の加入の有無(加入している場合は証紙の交付状況)について確認を行います。

外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度(建設分野での受け入れに限る)については国土交通本省建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向けて対応してまいります。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会となっているため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて周知するとともに、その広報を積極的に行います。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、府県及び建設関係団体等と連携し、上記2.に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえつつ講習会の充実を図り、発注者や建設業者に限ることなく参加できるより実効性がある講習会にします。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、「駆け込みホットライン」等へ相談があった場合は、必要に応じ案内を行っているところですが、更なる利用促進を図るため、あらゆる機会を通じ、同センターをより一層周知します。

6. 関係機関との連携等

- (1) 府県及び関係省庁の間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携の強化に努めます。
- (2) 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努めます。

7. 新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止・延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和2年3月11日国土建推第38号・国土建整第132号）の趣旨・内容を建設業企業にあらゆる機会を通じて、十分な周知・徹底を図ります。
- (2) 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言・指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内します。

また、必要に応じ、発注部局及び府県建設業許可部局との連携の強化や建設企業に対する指導・監督を行います。

8. その他

- (1) 元請負人からの報復のおそれへの対策の重要性等を踏まえ、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みの実施を検討します。
- (2) 通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施します。

9. 近畿地方整備局独自の取り組み

- (1) 立入検査の重点確認事項（下請業者への指導状況等）

建設業法の違反疑義情報に基づく立入検査の実施について、下請代金の支払や下請負人に対する指導について特別の義務が課されている特定建設業の許可を受けた建設業者を中心に、請負金額の決定過程、下請業者の見積内容の尊重状況、賃金・法定福利費の支払状況などについて重点的に調査を行い、必要に応じて建設業法に基づく指導を行います。併せて、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、公共工事等を実施する者は、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならないとされたことから、特に公共工事において下請負人間の取引が適正となるような指導がなされているか調査を行います。

なお、立入検査の実施に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、新たにインターネットや電子メールを活用した効果的な検査・調査方法を検討し、検査・調査を実施します。

- (2) 働き方改革関連施策の周知

建設業において2024年4月1日以降に時間外労働の上限規制が適用されることから、発注者、元請負人及び下請負人間での適正な工期を設定した請負契約を結ぶことを徹底するため、労働局等の関係機関と連携して働き方改革関連施策の周知を図ります。また、改正建設業法が本年10月から施行され、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない」とされることについて併せて周知します。

(3) 「標準見積書」の活用推進

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書であるいわゆる「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について確認を行う等、社会保険加入を推進するため周知します。

(4) 一人親方の「適切な年金加入等」に関する周知

事業者が社会保険料等の削減を意図して、雇用者を個人事業主（一人親方）として請負契約を締結するケースがあり、自社雇用、教育・処遇改善に取り組む事業者が不利とならない環境の確保、また技能労働者の処遇改善を図ることが必要です。そのため「一人親方への適切な年金加入のすすめリーフレット」等を利用し、講習会や立入検査等の機会において元請業者や一人親方と請負契約を結ぶ下請業者に対し、適正な請負契約や社会保険加入等について周知します。